

## よくあるご質問

| NO | 分類     | Q  | A  |
|----|--------|--|--|
| 1  | 建設業許可  | 剪定や除草、清掃などの維持工事は、建設業の許可が必要か。                       | <a href="#">建設業の許可は不要です。(2. 建設業法の用語の定義等)</a>   |
| 2  | 建設業許可  | 海外で工事をする場合は、建設業の許可は必要か。                            | 海外の工事であれば建設業の許可は不要です。  |
| 3  | 建設業許可  | 工場内の機械を解体する場合は、解体の許可が必要か。                          | 機械の技術が必要のため、機械器具設置の許可が必要です。  |
| 4  | 建設業許可  | 建築一式でリフォーム工事の施工は可能か。                               | 元請として総合的な企画、指導、調整が必要であれば可能です。  |
| 5  | 技術者    | 建設業の許可を取得していない業種について、軽微な建設工事を施工する場合は、主任技術者の配置は必要か。 | 建設業の許可がないため、主任技術者の配置は不要です。   |
| 6  | 技術者    | 在籍出向者を現場の技術者（監理技術者・主任技術者）として配置可能か。                 | <a href="#">直接的な雇用関係ではないため配置できません。(6. 現場配置技術者②)</a>  |
| 7  | 技術者    | 現場に技術者（監理技術者・主任技術者）を配置していれば一括下請に該当しないか。            | <a href="#">配置しても役割を果たしていなければ一括下請に該当します。(18. 一括下請負（丸投げ）の禁止②)</a>   |
| 8  | 施工体制台帳 | 資材業者や警備業者など、建設工事を行わない業者についても施工体制台帳への記載が必要か。        | <a href="#">建設工事の請負契約に該当しないため記載は不要です。(20. 施工体制台帳の作成①)</a>  |
| 9  | 施工体制台帳 | 監督員や専門技術者は配置していないが記載は必要か。                          | 監督員や専門技術者は、配置していなければ記載は不要です。   |
| 10 | 施工体制台帳 | 民間工事であれば施工体制台帳の作成は不要か。                             | <a href="#">下請金額の総額によって、施工体制台帳の作成が必要です。(19. 施工体制台帳と施工体系図の作成等)</a>  |
| 11 | 改正建設業法 | 監理技術者補佐になれる資格を教えてください。                             | <a href="#">一級国家資格者等又は一級技師補の資格を持つ者となります。(10. 現場配置技術者③-4)</a><br><a href="#">※ただし、一級技士補の技術検定制度の見直しはR3.4から適用となります。</a> |
| 12 | 改正建設業法 | 下請の主任技術者を配置しなくてよい具体的な工事は。                          | <a href="#">型枠工事又は鉄筋工事で、下請契約の請負代金が合計で3,500万円未満の工事です。(11. 現場配置技術者③-5)</a>   |

詳しくは、[https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\\_content/content/000699485.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000699485.pdf) をご覧下さい。